指宿市

令和９年度

保育所等入所申込み案内

≪受付期間≫　★令和９年度　４月入所★

受付期間	結果
令和８年１１月２日(月)～令和８年１２月１８日(金)	２月上旬（郵送）

※利用開始日は，令和９年４月１日となります。月途中入所は原則行っておりません。
※受付期間以降の申込みについては，ご相談ください。
◎令和９年５月以降の年度途中入所申込みの受付期間については，決まり次第ホームページなどでお知らせします。

◆令和９年度　保育実施年齢◆

保育実施年齢	生年月日					
５歳児	令和３年（2021年）	４月	２日	～	令和４年（2022年）	４月　１日
４歳児	令和４年（2022年）	４月	２日	～	令和５年（2023年）	４月　１日
３歳児	令和５年（2023年）	４月	２日	～	令和６年（2024年）	４月　１日
２歳児	令和６年（2024年）	４月	２日	～	令和７年（2025年）	４月　１日
１歳児	令和７年（2025年）	４月	２日	～	令和８年（2026年）	４月　１日
０歳児	令和８年（2026年）	４月	２日	～		

申込みから入所までの流れ

1
●希望施設への見学など
●申請書類の準備



2
●認定申請（保育の必要性の申請）
●保育所等の利用希望施設への
入所申込み



3
●利用希望・保育所等の状況により
市が利用調整（判定会）



4
●利用施設の内定
（結果のお知らせ）



5
●内定施設と面談等
※保護者から施設へ直接連絡し，
入所に向けた準備を行います



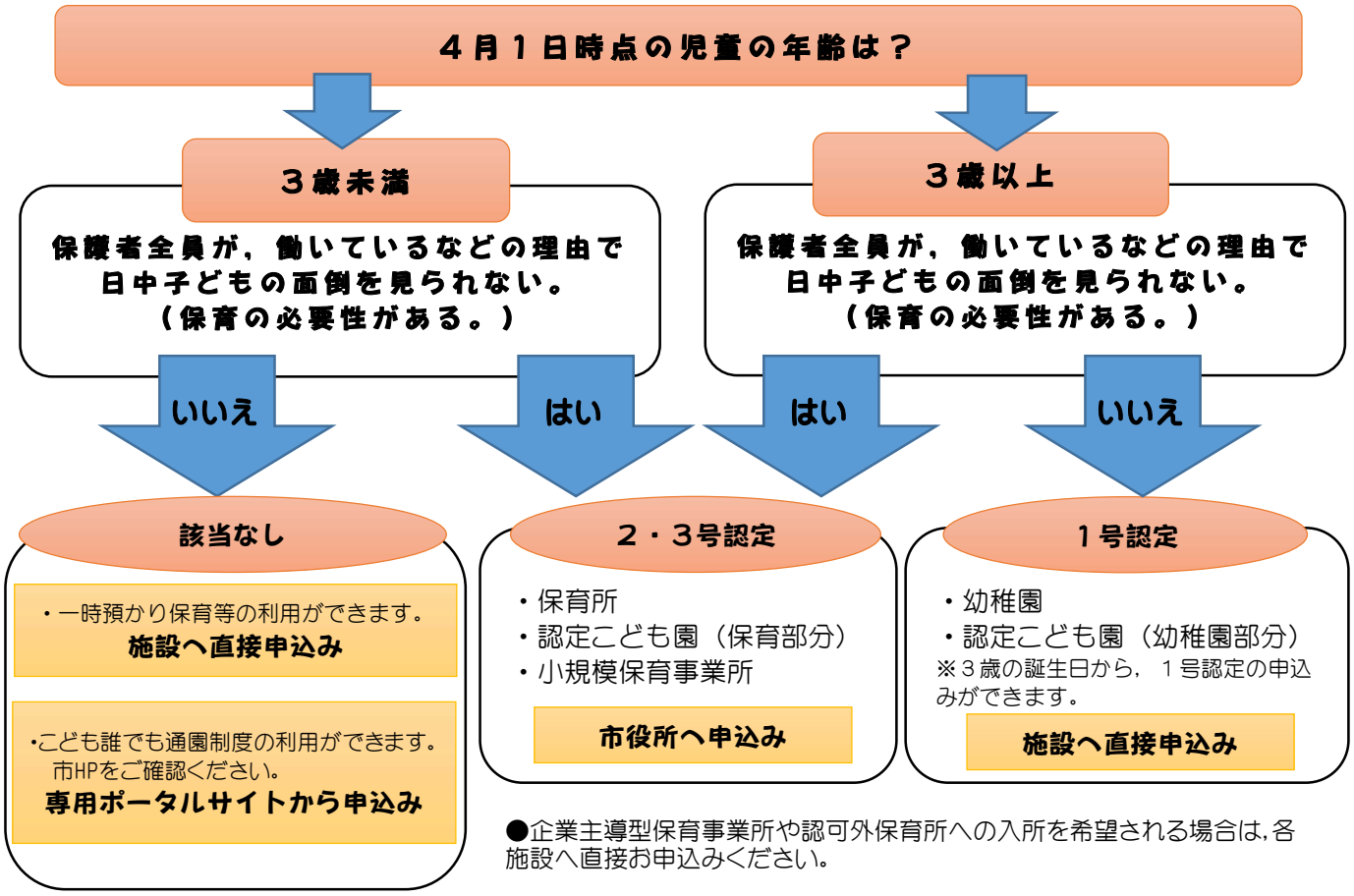
6
●入所決定
●利用開始



認定区分について

次の認定区分に応じて，利用できる施設（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育）が異なります。
保育所等での保育を希望される場合の「保育認定（２号認定・３号認定）」は，保護者全員に「保育の必要性」があり，家庭で児童の保育ができない場合に認定されます。
※保育の必要性については，P3の**「保育の必要性の一覧と必要書類」**をご参照ください。
※「教育認定（１号認定）」は，利用を希望される幼稚園・認定こども園へ直接申し込んでください。

認定区分	対象となるお子さん			利用できる主な施設・事業
	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	
教育標準時間認定【1号認定】	満3歳以上	なし	教育標準時間（1日4時間を標準）	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）
保育認定　満3歳以上【2号認定】	満3歳以上	あり	保育標準時間（1日最長11時間） 保育短時間（1日最長8時間）	・保育所 ・認定こども園（保育所部分）
保育認定　満3歳未満【3号認定】	満3歳未満	あり	保育標準時間（1日最長11時間） 保育短時間（1日最長8時間）	・保育所 ・認定こども園（保育所部分） ・小規模保育事業所



●企業主導型保育事業所や認可外保育所への入所を希望される場合は，各施設へ直接お申込みください。

申請書類について

《すべての方に必要な書類》
- □**【教育・保育給付認定申請書　兼　利用申込書】**
- □**【保育を必要とする理由書】**
- □　**保育を必要とする理由に関する書類**　（※就労証明書など）
  - ⚠ 注意：保護者全員分（父・母それぞれ）の書類の提出が必要です。
  - ⚠ 注意：直近の証明日の書類をご提出ください。
  - 👉詳細はP3の**「保育の必要性の一覧と必要書類」**をご確認ください。



《状況に応じて必要な書類》
- **【障害者手帳等の写し】**：身体障害者手帳，療育手帳，精神保健福祉手帳などをお持ちの方
- **【幼稚園教諭免許状又は保育士証の写し】**：保護者が保育所等で就労または，就労予定の方
- **【転入手続きに関する同意書】**：本市に転入を予定されている方
- **【別居に関する申立書】**：離婚前提で別居している方

※申請書類の様式，記入例などは，市ＨＰ「令和９年度保育所等入所申込みについて」をご覧ください。

保育の必要性の一覧と必要書類

保育所等での保育を希望される場合の保育認定（２号認定・３号認定）は，保護者全員が次のいずれかに該当し，家庭で児童の保育ができない場合に認定されます。

保育を必要とする理由	保育必要量	認定期間（目安）	必要書類
就労（フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内の労働など，基本的にすべての就労を含む） **※育児休業からの復帰または就労内定の場合は，利用開始月の月末までに就労を開始してください。**			
就労 （月の就労時間が**120時間以上**）	保育標準時間	就労証明で届け出た就労が続いている期間	**【就労証明書】** ※就労先からの証明が必要です。 ※就労先が2箇所以上ある場合は，それぞれ提出ください。 **【保育の量に関する申出書】** ※就労時間が120時間未満でも勤務事情等によって標準時間を希望される場合，添付が必要です。
就労（月の就労時間が **64時間**以上120時間未満）	保育短時間		
妊娠・出産（産前８週間・産後８週間）	保育標準時間	産前８週の月，産後８週を経過する日の翌日の属する月の末日まで	**【母子手帳の写し】** ※生まれてくる子の出産予定日と母親の氏名が分かるところの写し
育児休業中 ※法令上の休業または法人独自の就業規則等に基づいた休業 ※出生児のきょうだいが対象です。	保育標準時間	出生児が１歳になる誕生日の前日の属する月の月末まで	**【就労証明書】** ※育児休業の期間が記載されているもの
保護者の病気・ケガ・障害	保護者の必要量に応じて認定	医師の診断による （保育できない場合に限る）	**【診断書】**（様式あり） ※病気等により，保育ができない旨の記載があること
同居又は長期入院などしている親族の常時介護・看護	介護・看護時間に応じて認定	介護・看護を要する期間	**【看護に関する申立書】**
災害復旧	保育標準時間	震災，風水害，火災その他の災害の復旧に当たる期間	【罹災証明書】等
求職活動（起業準備を含む）	保育短時間	入所から３ヶ月 ※期間の延長はできません	**【求職活動申立書】**
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	保育標準時間	就学期間	**【在学証明書】** **【受講通知書】**等
虐待やＤＶのおそれがあること	保育標準時間	保護者または児童の保護を要する期間	【保護命令書】等
その他，上記に類する状態として保育が必要であると認める場合	保護者の必要量に応じて認定	市が認める期間	【保育の必要性を証明できる書類】

保育必要量について

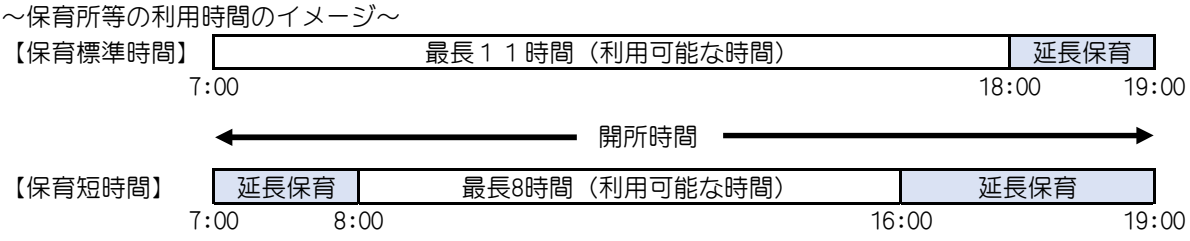
利用できる時間は，最長時間です。
ご家族で保育ができるときは，お子さんと
一緒に過ごす時間を大切にしましょう。



≪利用できる時間≫

区分	保育を利用できる時間
保育標準時間	１日最長　１１時間
保育短時間	１日最長　8時間

～保育所等の利用時間のイメージ～



※開所時間，保育標準時間，保育短時間の設定や延長保育の実施は，施設によって異なります。
※延長保育は，通常の保育料のほかに，別途利用料が必要です。

入所後の手続きについて

●現況届の提出
毎年，保育の必要性を証明する書類（現況届）を市に届け出る必要があります。
提出時期や方法などについては，別途こども課こども保育係から案内します。

●家庭状況や認定内容などに変更等があった場合
家庭状況（離婚や婚姻，世帯員の増減，祖父母との同居やきょうだいの出生）や認定内容（就労先が変わった，仕事を辞めた等）に変更等があった場合は，**【認定変更申請書（兼内容変更届）】**と**【必要書類】**を提出してください。
認定内容に関しては，P3**【保育の必要性の一覧と必要書類】**をご確認ください。

⚠**【重要】手続きに関する注意点**
以下の場合は，退所となることがありますので必ずご確認ください。
・書類の提出がなく，保育の必要性が確認できない場合
・退職等により，保育の必要性の要件を満たさなくなった場合



認可保育所等の一覧

≪保育所≫

地区	施設名	定員	TEL	住所	入所可能年齢	送迎
指宿	**乗船寺保育園**	90	0993-22-4407	湊1丁目11-5	8ヶ月	
指宿	**光明禅寺保育園** ※令和９年４月～ 認定こども園へ変更予定	70	0993-22-2369	十町2768-1	7ヶ月	
指宿	**新西方保育園**	60	0993-25-2861	新西方725	2ヶ月	○
指宿	**池田保育園**	60	0993-26-2116	池田3880	2ヶ月	○
山川	**慈光保育園**	45	0993-35-0903	山川岡児ケ水15-3	2ヶ月頃	○
山川	**成川保育園**	35	0993-34-1263	山川成川1182-2	4ヶ月頃	
山川	**やまがわ保育園**	20	0993-35-2301	山川新栄町1-71	6ヶ月	
開聞	**開聞保育園**	45	0993-32-2100	開聞十町2807	3ヶ月	○
開聞	**川尻保育園**	30	0993-32-2141	開聞川尻5677	6ヶ月	

≪認定こども園≫

地区	施設名	定員	TEL	住所	入所可能年齢	送迎
指宿	**ひばりこども園**	80	0993-22-5254	十町543	4ヶ月	
指宿	**うおみこども園**	50	0993-22-2830	東方8255-1	2ヶ月	○
指宿	**コスモス幼稚園・こすもす保育園**	95	0993-22-5558	十二町2338-5	2ヶ月	○
指宿	**つちはしこども学園**	60	0993-25-2020	岩本2808	2ヶ月	○
指宿	**花のおさなご園**	15	0993-26-3000	十町151-5	2ヶ月	
山川	**たいせいこども園**	35	0993-35-2275	山川小川602-1	3ヶ月	○
指宿	**せいあこども園**	29	0993-22-3621	十二町541	2ヶ月	
指宿	**白百合幼稚園**	20	0993-22-3351	大牟礼4丁目15-30	3歳児	○

≪小規模保育所≫

地区	施設名	定員	TEL	住所	入所可能年齢	送迎
指宿	**しらゆき保育園**	15	0993-25-6221	東方1746-7	生後８週	**要相談**

※送迎については，各施設へお問い合わせください。

各施設の概要はこちらから



保育料等について

・保育料，副食費については，市民税の均等割額と税額控除前の所得割額（調整控除後）をもとに決定します。
（未申告の場合は，最高階層で保育料等をお支払いいただきます。）

４月～８月	９月～３月
令和８年度の住民税に応じた保育料	令和９年度の住民税に応じた保育料

※祖父母が同居している場合は，祖父母のいずれか収入の高い方を算入して保育料を決定する場合があります。

★3歳～5歳（クラス年齢）★

・保育料は無料。主食費は全ての方が負担し，副食費は，免除対象者以外は利用施設が定める料金を施設へ支払う。

★0歳～2歳（クラス年齢）★

・所得に応じて，市が保育料を決定（※一覧表を参照ください）

※３歳に達した日以後の最初の４月１日（３歳になった年度の次年度）から保育料が無料になります。

≪保育料の納付方法≫

●保育所をご利用の方：指宿市
【支払方法】納付書（市役所，金融機関，コンビニ，スマホ決済）または口座振替
※口座振替を希望される場合は，ご希望の金融機関の窓口でお手続きください。

●認定こども園・小規模保育事業所をご利用の方：利用施設
【支払方法】利用施設へ（※支払方法等は各施設へお問い合わせください。）

※保育料は，保育所等を運営するための大切な財源です。納期限を守り必ず納めてください

保育料の未納（滞納）についてはこちらから

指宿市特定教育・保育施設等　料金表

（単位:円･月額）

多子算定	定義	階層区分	２号認定 ※3歳に達した年度中は3号認定の額となります		３号認定	
			保育標準時間 保育短時間	副食費	保育標準時間	保育短時間
算定児の年齢制限無し	生活保護世帯	1	無料	無料	無料	無料
	市民税非課税世帯	2			無料	無料
	上記のうち 母子・父子世帯 障害者同居世帯	2　減			無料	無料
	市民税所得割 48,600円未満	3			17,500	17,300
	上記のうち 母子・父子世帯 障害者同居世帯	3　減			7,000 ※第２子以後無料	7,000 ※第２子以後無料
	市民税所得割 57,700円未満	4(1)			26,000	25,600
	市民税所得割 77,101円未満 母子・父子世帯 障害者同居世帯	4(2)			7,000 ※第２子以後無料	7,000 ※第２子以後無料
算定児の年齢制限あり（小学校就学前）	市民税所得割 97,000円未満	4(3)	無料	有料（施設で定める額） ※第３子以後無料	26,000	25,600
	市民税所得割 169,000円未満	5			34,500	34,000
	市民税所得割 301,000円未満	6			40,000	39,400
	市民税所得割 301,000円以上	7			41,000	40,300

【２号認定の副食費】
小学校就学前の上の子から数えて３番目以後は副食費が無料

【３号認定の保育料】
①色付き枠以外の階層に該当する世帯・・・小学校就学前の上の子から数えて２番目は半額，３番目以後は無料
②３階層世帯，４(１)階層世帯・・・年齢に関わらず子の最年長者から数えて２番目は半額，３番目以後は無料
③３減階層世帯，４(２)階層世帯・・・年齢に関わらず子の最年長者から数えて２番目以後は無料
（未就学児は保育所，認定こども園，幼稚園（新制度，未移行），地域型保育事業（しらゆき保育園），企業主導型保育施設，特別支援学校幼稚園部，児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅型児童発達支援，児童心理治療施設に在籍していること）
※3号認定の４（３）階層の世帯について，満18歳未満の児童（ただし，18歳に達する日以降最初の３月31日までの間を含む。）のうち，３人目以降に該当する児童については，保育料算定対象１子目は2/3，２子目は1/4（10円未満切捨て）。

【２号・３号認定】
里親は，区分に関わらず1階層区分

◆申込み窓口・お問い合わせ先◆

ご不明な点やご相談がございましたら，どうぞお気軽にお問い合わせください。
指宿市役所　こども課こども保育係（指宿保健センター内）Tel０９９３－２２－２１１１（内線2271・2272）
山川支所　市民福祉課健康福祉係　　Tel０９９３－３４－１１１３（直通）
開聞支所　市民福祉課健康福祉係　　Tel０９９３－３２－３１１１（内線4122）
※本案内には，生成AIを活用して作成したイラストを使用しています。

申込みの注意点

1. 入所申込み書類の提出（保護者本人が窓口へお越しください）

●**申　込　み**：**指宿市役所各窓口（こども課（指宿保健センター内），山川支所，開聞支所），郵送**
※運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類を必ずご持参ください。

●**書類の確認**：すべての必要書類がそろってからの受付となります。
※申請書類や就労証明書等に記入漏れがないか，提出前にご確認ください。

●**【教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書】のチェックポイント**

- □ ①世帯状況：同居している方（同一生計の方）全員の記入※単身赴任などにより別居している父母
  ※別世帯であるが同住所に住んでいる方（祖父母など）
  ※就学などの理由で別住所に住んでいるきょうだい（保護者と同一生計）
- □ 障害者手帳等を持っている方がいる場合：氏名の記入，手帳の写しの添付
  ※保育所等へ入所後に取得した場合は，手帳の写しをご提出ください。
  ②祖父母の状況：同居か別居にチェックをして，氏名，住所の記入
- □ ③希望する期間，希望する施設名：入所したい希望月の記入（原則１日入所となります）
  希望施設の記入漏れはないか
- □ ④保育の利用を希望する時間等　：希望の曜日，時間，保育必要量の記入
  ※時間に関しては，ご希望に添えない場合があります
- □ きょうだいが同時に申込みする場合：同時入所か，別々に入所でも構わないかのチェック
- □ ⑤子どもの状況　：チェックに漏れはないか（不明の場合は，その旨記入してください）
- □ その他の連絡事項：施設への連絡事項がある場合は記入してください
  療育施設等の利用または利用予定がある場合は，必ずその旨記入してください

●**就労証明書のチェックポイント**



- □ 証明日の記載
- □ 事業所名や事業主，連絡先などの記載
- □ No.１：チェックが入っているか
- □ No.２：保護者ご自身の氏名の記載（他の方の証明ではないか）
- □ No.３：無期か有期にチェックが入っているか，雇用開始日の記載
  ※有期雇用の場合，**「No.14満了後の更新の有無」**にチェックが入っているか確認
- □ No.４：就労先の事業所名の記載
- □ No.５：チェックが入っているか
  ※自営業の場合は，「自営業主」（個人事業主，経営者，代表者等）又は「自営業専従者」又は「家族従業者」（自営業主と親族関係にある生計を同一にする者で，その自営業主の営む事業に無給で従事している者）いずれかにチェックしてください。
- □ No.６：固定就労か変則就労のどちらかに記載
  １か月か１週当たりの就労日数の記載
  合計就労時間の記載
- □ No.７：直近３カ月の就労実績の記載
  ※育児休業などで休業されていた場合は，休業に入る前の就労実績の記載
  ※就労内定の場合は，今後の就労見込みの記載
- □ No.８以降：必要に応じて記載が必要となるため，ご確認ください

⚠**注意：記載漏れ等があると受付できない場合がありますので，ご自身で確認してからご提出ください。**

●**その他の書類について（必要書類を提出してください）**

- □ **【保育の量に関する申出書】**：就労時間が120時間未満で，勤務事情などにより標準時間を希望される方
- □ **【障害者手帳等の写し】**：身体障害者手帳，療育手帳，精神保健福祉手帳などをお持ちの方
- □ **【幼稚園教諭免許状又は保育士証の写し】**：保護者が保育所等で就労または，就労予定の方
- □ **【転入手続きに関する同意書】**：本市に転入を予定されている方
- □ **【別居に関する申立書】**：離婚前提で別居している方

2. 希望施設と入所判定について

●保育内容，保育料以外の費用，ならし保育の期間などは施設ごとに異なります。**<u>入所申込み前に見学</u>**を行うことをおすすめしています。施設見学の申込みは，各施設へお問い合わせください。
●利用希望や施設の状況により，希望する施設に入所できない場合があります。
●第2，第3希望の施設に内定することもあります。よくご検討のうえ，希望施設をご記入ください。
●ひとり親家庭や，緊急を要する家庭が優先される場合があります。

3. 結果発表から入所までの流れ

●入所判定会の結果は，**<u>郵送</u>**でお知らせします。
●結果は**「内定した施設」**のご案内となります。その後，内定施設での面談等を経て入所決定となります。状況により，入所できない場合もあります。

4. 育児休業からの職場復帰について（重要）

●**入所した月の月末**までに必ず就労復帰してください。
●就労証明書に以下の点の記載があるか，ご確認ください。

- □ **「No.11 復職（予定）年月日」**に記入があるか，必ず確認してからお申込みください。
- □ 入所が決まり次第職場に復帰する場合，**「No.15 入所内定時育休短縮可否」**の記入
- □ 希望月からの入所ができなかった場合の育休延長の可否，**「No.16 育休延長可否」**の記入